

## 第 23 回コーデックス連絡協議会資料一覧

資料 No.	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 23 回一般原則部会(CCGP)議題〔仮訳〕
4-(2)	第 23 回一般原則部会(CCGP)概要
5-(1)	第 38 回食品添加物・汚染物質部会(CCFAC)議題〔仮訳〕
5-(2)	第 38 回食品添加物・汚染物質部会(CCFAC)概要（食品添加物）
5-(3)	第 38 回食品添加物・汚染物質部会(CCFAC)概要（汚染物質）
6-(1)	第 34 回食品表示部会(CCFL)議題〔仮訳〕
6-(2)	第 34 回食品表示部会(CCFL)概要
7-(1)	第 16 回食品残留動物用医薬品部会(CCRVDF)議題〔仮訳〕
7-(2)	第 16 回食品残留動物用医薬品部会(CCRVDF)概要
8-(1)	第 27 回分析・サンプリング法部会(CCMAS)議題〔仮訳〕
8-(2)	第 27 回分析・サンプリング法部会(CCMAS)概要
9-(1)	第 29 回総会(CAC)仮議題〔仮訳〕
9-(2)	第 29 回総会(CAC)主要検討課題

## 第 23 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 18 年 6 月 13 日(火)

14：00～16：00

場所：経済産業省別館 1028 号会議室

### 議 事 次 第

#### 1. コーデックス委員会の活動状況について

##### (1) 最近のコーデックス委員会の活動状況について

- ・ 第 23 回一般原則部会
- ・ 第 38 回食品添加物・汚染物質部会
- ・ 第 34 回食品表示部会
- ・ 第 16 回食品残留動物用医薬品部会
- ・ 第 27 回分析・サンプリング法部会

##### (2) 今後のコーデックス委員会の活動状況について

- ・ 第 29 回総会

#### 2. その他

- ・ バイオテクノロジー応用食品特別部会 組換え DNA 動物由来食品の安全性評価に関する作業部会

## コーデックス連絡協議会 委員名簿

(敬称略 50 音順)

いしい ひろゆき 石井 胖行	味の素(株) 品質保証部 顧問
おざわ りえこ 小沢 理恵子	日本生活協同組合連合会 暮らしと商品研究室長
かすみ たかふみ 春見 隆文	日本大学生物資源科学部農芸化学科 教授
かどま ひろし 門間 裕	(財) 食品産業センター 企画調査部長
かんだ としこ 神田 敏子	全国消費者団体連絡会 事務局長
たまき たけし 玉木 武	(社) 日本食品衛生協会 理事長
とよだ まさたけ 豊田 正武	実践女子大学生生活科学部 教授
はすお たかこ 蓮尾 隆子	家庭栄養研究会 副会長
はら こうぞう 原 耕造	全国農業協同組合連合会 総合企画部 SR 事務局長
ひらかわ ただし 平川 忠	日本食品添加物協会 常務理事
ほその あきよし 細野 明義	(財) 日本乳業技術協会 常務理事
まつたに みつこ 松谷 満子	(財) 日本食生活協会 会長
やまうら やすあき 山浦 康明	日本消費者連盟 副代表運営委員
わだ まさえ 和田 正江	主婦連合会 参与

第 23 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

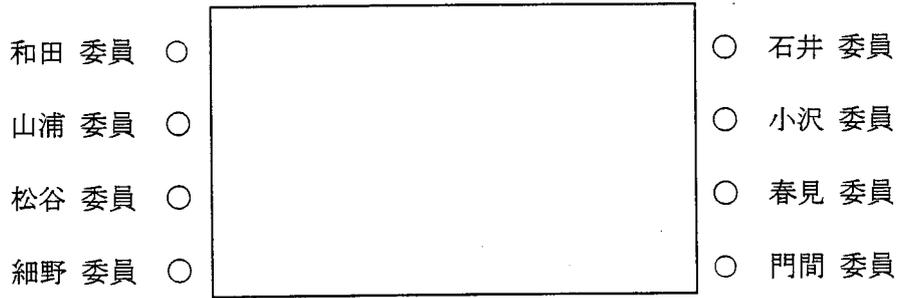
平成 18 年 6 月 13 日 (火) 14:00 ~ 16:00

経済産業省別館 1028 号会議室

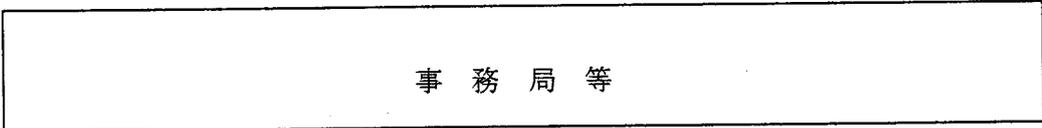


梅田  
食品国際室長 (司会)  
説明者  
○  
○  
○

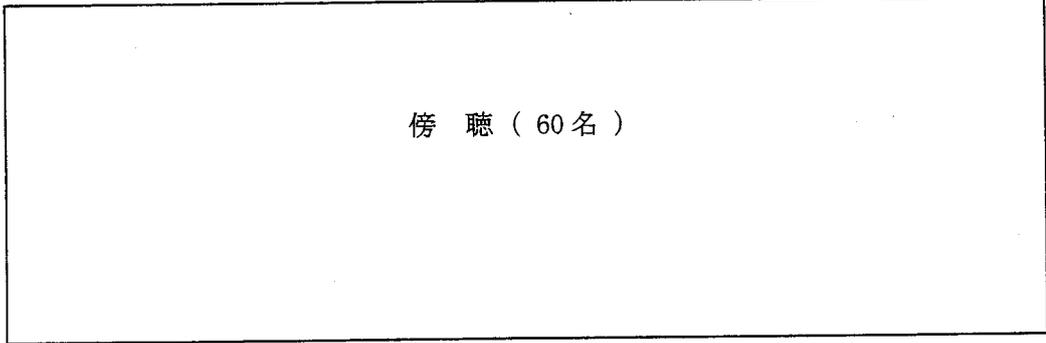
山田  
消費・安全  
政策課長  
○



○ ○ ○ ○ ○  
平川 委員   原 委員   蓮尾 委員   豊田 委員   神田 委員



入口



## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 23 回一般原則部会

日時 : 2006 年 4 月 10 日 (月) ~ 4 月 14 日 (金)

場所 : パリ (フランス)

## 議題

1.	議題の採択
2.	本部会に付託された事項
	a) コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
	b) 前回の一般原則部会から付託された事項: 食品衛生部会の作業の運営について
3.	食品安全のためのリスク分析についての作業原則原案
4.	食品の国際貿易における倫理規範の改訂原案
5.	コーデックス手続きの改正案
	a) 執行委員会の構成メンバーの任期
	b) 地域調整国と地域ごとに選出された執行委員会メンバーのそれぞれの役割
6.	コーデックス規格及び関連文書の策定手続きの見直し
	a) 手続きの改正原案 (インドからの提案)
	b) コーデックス規格及び関連文書の策定手続きのステップ 8 における検討 (経済的影響に関連する文書の検討も含む) のための指針、コーデックス規格の改訂と修正の手続きのための指針、無期限に休止している部会で策定されたコーデックス規格の修正手続きの見直し
7.	コーデックス規格の一般原則の見直し
8.	コーデックス規格及び関連文書の採択に関する「interim (暫定)」という用語の検討
9.	食品安全に関するリスク分析における用語の新しい定義の提案 (ニュージーランドからの提案)
10.	手続きマニュアルの構成及び体裁についての検討
11.	その他の事項及び今後の作業
12.	次回会合の日程及び開催地
13.	報告書の採択

## 第 23 回一般原則部会(CCGP)概要

### 1. 開催日及び開催場所

平成 18 年 (2006 年) 4 月 10 日 (月) ~ 4 月 14 日 (金)  
パリ (フランス)

### 2. 参加国及び国際機関

68 カ国 1 加盟機関 1 オブザーバー国 16 国際機関 (合計 210 名)

### 3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室長	梅田 珠実
内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課課長補佐	熊谷 優子
内閣府食品安全委員会事務局評価課係員	西窪 大輔
厚生労働省医薬食品局食品安全部参与	吉倉 廣
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課課長補佐	宮廻 昌弘
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課課長補佐	尾崎 道

### テクニカルアドバイザー

東京大学医学部附属病院企画情報運営部助教授	今村 知明
-----------------------	-------

### 4. 議論の概要

主要議題は以下の通り。

#### 議題 3 : 食品安全のためのリスク分析についての作業原則原案

加盟国政府を対象としたリスク分析原則の文書について、策定の必要性の有無等を巡り依然として意見が分かれたが、作業部会を設置して、加盟国政府向けのリスク分析に関するガイダンスを必要とする論理的根拠を明確にし、その根拠を満たしうる成果を記述し、簡潔で分野横断的なリスク分析適用原則案を作成することで合意した。作業部会は、カナダを座長、チリ及びノルウェーを副座長とし、2006 年 9 月又は 10 月にブリュッセルで開催されることとなった。本作業は、2008 年の採択を目標とすることとした。

#### 議題 4 : 食品の国際貿易における倫理規範の改訂原案

本議題については、本部会からの付託により、現在、食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) において、「安全ではない、不適切な、または輸出国

## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 38 回食品添加物・汚染物質部会

日時 : 2006 年 4 月 24 日 (月) ~ 4 月 28 日 (金)

場所 : ハーグ (オランダ)

## 議 題

1.	議題の採択
2.	記録者の指名
3.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4.	FAO/WHO からの関心事項
(a)	第 65 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)
(b)	ADI 及びその他の毒性学上の勧告の変更による作業
食 品 添 加 物	
5.	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大基準値の承認・改訂
6.	コーデックス食品添加物一般規格(GSFA)の検討
(a)	GSFA 前文
	GSFA 前文の改訂案
	GSFA の作業原則に関する作業部会の報告
	GSFA の作業原則に関する作業部会会合の報告
(b)	GSFA における食品添加物使用基準の検討
	GSFA に関する検討に対する情報提供及び支援のための作業文書
	GSFA に関する特別作業部会の報告
	更に検討を必要とする食品添加物
	電子作業部会の報告
	食品への光沢剤使用における食品添加物事項に関する討議資料
7.	香料のガイドライン策定に関する討議資料
8.	加工助剤一覧：更新リスト
9.	食品添加物の国際番号システム (INS)
(a)	コーデックス分類名及び国際番号システム (CAC/GL36-1989) の改訂原案
	コーデックス及び JECFA で使用される用語の統一に関する作業部会の報告
(b)	INS への追加／修正の提案

	植物たんぱく質酸加水分解物を含む製品及びクロロプロパノールを含む他の製品に関する討議資料
(f)	スズの最大基準値原案（ステップ4）
(g)	アクリルアミドに関する討議資料
(h)	PAH（多環芳香族炭化水素）汚染に関する討議資料
(i)	魚類中のメチル水銀のガイドライン値に関する討議資料
(j)	国際貿易において使用される食品中の放射性核種のガイドライン値改訂原案（ステップ4）
15.	JECFA による評価への食品添加物、汚染物質及び自然毒の優先評価リスト
16.	その他の事項及び今後の作業
(a)	乾燥イチジク中のアフラトキシン最大基準値策定に関する討議資料
17.	次回会合の日程及び開催地
18.	報告書案の採択

※ 標記会合に先立ち、2006年4月20日（木）に「食品添加物の一般規格（GSFA）の作業原則に関する作業部会」、21日（金）に「GSFAに関する特別作業部会」、22日（土）に「食品中の汚染物質及び毒素に関する特別作業部会」及び23日（日）には「コーデックス及びJECFAで使用される用語の統一に関する作業部会」及び「食品添加物の規格に関する特別作業部会」が開催された。

## 第 38 回食品添加物・汚染物質部会(CCFAC)概要

## 1. 開催日及び開催場所

平成 18 年 (2006 年) 4 月 24 日 (月) ~4 月 28 日 (金)  
 ハーグ (オランダ)

## 2. 参加国及び国際機関

64 カ国 1 加盟機関 41 国際機関

## 3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長	伏見 環
農林水産省 消費・安全局 消費・安全政策課 課長	山田 友紀子
農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 課長	嘉多山 茂
内閣府食品安全委員会事務局評価課 課長補佐	梅田 浩史
内閣府食品安全委員会事務局評価課 係員	秋元 朋孝
内閣府食品安全委員会事務局評価課 係員	乾 玲子
国税庁 課税部 鑑定企画官付 鑑定官	本村 創
独立行政法人酒類総合研究所酒類理化学研究室主任研究員	橋口 知一
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長補佐	古賀 大輔
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長補佐	松岡 輝昌
農林水産省 消費・安全局 食品安全危機管理官	朝倉 健司
農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 課長補佐	瀬川 雅裕
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課調査分析係長	宮田 理恵子
環境省 水・大気環境局 土壌環境課 課長補佐	中山 知子

## テクニカルアドバイザー

日本食品衛生協会	岡村 弘之
日本食品衛生協会	長野 健一
日本食品衛生協会	林 新茂
日本食品衛生協会	平川 忠

## 4. 議論の概要

主要議題は以下の通り。

#### A. 一対一対応する場合について

本部会は、GSFAの食品区分が1つのCSに完全に含まれる場合（一対一対応）については、CSの食品添加物規定をそのままGSFAの食品添加物規定に取り込むことに合意した。また、この場合に各CSの添加物規定をGSFAに導入する際には、以下の原則で行うこととすることに合意した。

- a) JECFAにて評価され完全なADI（一日摂取許容量）が設定された添加物のみを検討の対象とする。
- b) INS番号（食品添加物の国際番号システム）が付された添加物のみを検討の対象とする。
- c) 対応するCS中の添加物最大使用量が、GSFAに記載される。
- d) JECFAにおけるグループADIに含まれる添加物の場合、GSFAにはグループ名が記載される。但し、グループあるいはその内の一つの添加物が、例えば人の健康に害を与える等の場合には、例外とする。なお、例外については、完全にその正当性が示されること、及びできるだけ制限的に用いることとする。
- e) GSFA前文に示された規準に基づき、技術的な必要性が示されない添加物についてはGSFAに含めない。
- f) 複数の用途をもつ添加物は、それらの用途に制限されずGSFAに含める。

また、一対一対応する各CSの食品添加物規定をGSFAに導入するにあたり、これらの規定と整合していないGSFA中の食品添加物規定を廃止・変更すること、当該食品区分及びCSをGSFA表3（適正製造規範（GMP）の範囲でいかなる食品にも使用可能な添加物の表）の適用外とすること、各CS中の添加物条項については、GSFA中の関連する食品区分を参照するとの記載を行うよう総会に要請すること等について合意した。

#### B. 一対多対応する場合

GSFAの食品区分が、複数のCS（及び規格化されていない食品）にまたがる場合（一対多対応）については、米国を座長とする電子作業部会を設置し、次回会合で検討するための討議文書を準備することとした。討議文書には、関連するGSFA食品区分中の添加物条項の改訂に伴う影響や、CS中の添加物規定をGSFAへ取り込むために必要な改正案を含めること、及び全ての食品に統一的に適応可能な方法を検討することとされた。

## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 34 回食品表示部会

日時 : 2006 年 5 月 1 日 (月) ~ 5 月 5 日 (金)

場所 : オタワ (カナダ)

## 議題

1.	議題の採択
2.	部会に付託された事項
a)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
b)	FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する世界的な戦略の実施について
3.	コーデックス規格案における表示事項の検討
4.	有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン
a)	付属書 2 の改訂案：表 3 (ステップ 7)
b)	付属書 2 の改訂原案：表 1 (チリ硝石) (ステップ 4)
c)	付属書 2 に係る資材評価の手順に関する検討
5.	遺伝子操作技術由来／遺伝子組換え食品及び原材料の表示
a)	包装食品の表示に関する一般規格の改正案 (遺伝子操作技術由来／遺伝子組換え食品の表示に関する勧告案)：定義 (ステップ 7)
b)	遺伝子操作技術由来／遺伝子組換え食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案：表示規定 (ステップ 4)
6.	包装食品の表示に関する一般規格の改正原案：原材料の量に関する表示 (ステップ 4)
7.	トランス脂肪酸の定義原案 (ステップ 4)
8.	広告に関する討議資料
9.	その他の事項及び今後の作業並びに次回会合の日程及び開催地
10.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2006 年 4 月 29 日 (土) に「有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインに関する作業部会」が開催された。

## 第 34 回食品表示部会 (CCFL) 概要

### 1. 開催日及び開催場所

平成 18 年 5 月 1 日 (月) ～5 日 (金)  
オタワ (カナダ)

### 2. 参加国及び国際機関

55 加盟国、EC、26 国際機関 (参加者総数 258 名)

### 3. 我が国からの参加者

農林水産省消費・安全局 表示・規格課長	水田 正和
厚生労働省医薬食品局食品全部企画情報課 国際食品室長	梅田 珠実
厚生労働省医薬食品局食品全部基準審査課 課長補佐	松岡 輝昌
厚生労働省医薬食品局食品全部基準審査課新開発食品保健対策室 衛生専門官	調所 勝弘
特定保健用食品審査官	北村 洋子
農林水産省消費・安全局表示・規格課 課長補佐	谷口 康子
課長補佐	植杉 紀子

### 4. 議論の概要

主要議題は以下のとおり。

#### 議題 4 有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン：付属書 2 使用許可資材の見直し (ステップ 7) 他

会議に先立ち開催された作業部会で、①食品添加物の一般規格 (GSFA) に入っていない食品添加物は有機生産に使用可能な食品添加物リストから削除すること、②GSFA で検討中のものは [ ] 付きとし、引き続き各国からのコメントを受け付けること及び③有機生産に使用可能な資材を追加するための手順作成は、各国の合意が得られなかったことから中断することとされ、これらのことについて部会においても合意された。また、部会は食品添加物リストのうち [ ] 付きでない箇所をステップ 8 として、第 29 回総会の採択を求めることとされた。

なお、引き続き食品添加物リストの改訂等を行うために、次回食品表示部会前に作業部会が開催されることとなった。

議長より、本件に関しては昨年の第 28 回総会でステップ 5 に進めることのコンセンサスが得られなかったことが説明され、改正原案の中で [ ] 付きとなっている点について議論するということが提案された。

多くの国がそれぞれの考え方にに基づき意見を述べたが、少量でフレーバリングに用いられるものを使用割合の表示の対象外とすることに合意が得られた以外、進展が見られず、再びステップ 3 へ戻し、次回食品表示部会の前に英国を議長として作業部会が開催されることとなった。

#### 議題 7 トランス脂肪酸の定義原案 (ステップ 4)

栄養・特殊用途食品部会において作成されたトランス脂肪酸の定義原案について、議論がされた。

我が国は、定義原案に賛成するとともに、定義を収載する文書は栄養表示に係るガイドラインのみとすること、また、表示については各国の規制に委ねている同ガイドラインの記述を変更しないことを主張した。

EC は、「新たな科学的データが得られた場合は、定義の変更を提案することができる」旨の脚注を追加することを提案した。

定義原案の修正の意見もあったが、議長は定義原案が栄養・特殊用途食品部会で議論されてきた背景を強調し、定義原案は、脚注を追加した上で、迅速化手続きのステップ 5 として第 29 回総会の採択を求めることとされた。

#### 議題 8 広告に関する討議資料

第 26 回総会において、本部会に対し栄養及び健康強調表示に関連する広告のための定義を作成することを検討するよう求められていたが、前回の部会では時間的制約で細部に及ぶ議論が行われなかったため、今回検討された。

広告の定義を本部会で検討することについては、数カ国が賛成したが、米国等は各国で定めるべきであると主張した。また、広告の定義を「栄養・健康強調表示の使用のためのガイドライン」若しくは「包装食品の表示に関する一般規格」に盛り込むべきかについても意見が分かれた。

我が国は、栄養・健康に関する虚偽誇大広告から消費者を守る観点から、栄養・強調表示の範囲内で本部会が広告の定義を議論することの有用性を主張する一方で、具体的な広告規制は各国に委ねるべきであると述べた。また、広告は栄養・健康表示と同様の原則に従うべきであり、広告に関する単独のガイドライン作成は不要と主張した。

部会は、健康・栄養強調表示に係る広告の定義の検討を新規作業とすることについて、第 29 回総会の承認を求めることとなった。

## 第 38 回食品添加物・汚染物質部会 (CCFAC) の概要

## 【汚染物質関連】

主な汚染物質関連審議結果

## 議題 12 食品中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTF) の検討

- (a) 採択済み基準値リスト(Schedule I) (我が国が作成) を含めて GSCTF を総会に送付することを決定。また、我が国とオランダが作業文書を作成したことに謝意を表すとともに、次回部会に向けて更新することを決定。
- (b) GSCTF から CCFAC 内の手続きに関する記述を除くなどの改訂を行うことを決定 (当該作業には我が国も参加する予定)。

## 議題 13. 食品及び飼料中のカビ毒

## (a)~(c) 堅果類のアフラトキシン

- ① 堅果類のアフラトキシン汚染の防止・低減のための行動規範 (第 28 回総会で採択) に添付するブラジルナッツに関する付表原案をステップ 5/8 で採択するよう総会に送付することを決定。
- ② アーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ピスタチオのアフラトキシン汚染の分析のためのサンプリングプラン原案を、アフラトキシンの最大基準値の検討が進むまでステップ 4 に据え置くことを決定。
- ③ 加工用アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオの総アフラトキシンの最大基準値案 (15  $\mu\text{g}/\text{kg}$ ) をステップ 7 に据え置くこと、及び直接消費用アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオの総アフラトキシンの最大基準値案 (8  $\mu\text{g}/\text{kg}$ ) をステップ 5 で予備採択するよう総会に送付することを決定。さらに直接消費用の堅果類の基準値を 4、8、10、15  $\mu\text{g}/\text{kg}$  に設定した場合の暴露評価を JECFA に依頼することを決定。

## (e) 穀類のデオキシニバレノール (DON)

これまで十分なデータが得られていない地域における DON 濃度のデータ、トウモロコシの DON 濃度、DON 濃度の季節的な変動、DON 濃度に与える加工の影響等のデータを勘案して討議資料を改訂・更新することを決定。

## (f)及び(g) オクラトキシン A

- ① ワイン中のオクラトキシンの濃度が顕著な地域のみ適用すべきことを明確にした上で、ワインのオクラトキシン A の行動規範の作成を新規作業として総会に送付することを決定。

(i) 魚類中のメチル水銀のガイドライン値に関する討議資料

FAO/WHO 専門家会議を開催して魚食に伴うメチル水銀(及びダイオキシン類)による健康への悪影響と魚食の健康への利点に関する検討を行うまでメチル水銀の指針値の検討を延期すること、捕食性魚種リストの作成及び現時点では各魚種中のメチル水銀と総水銀量比に関するデータ収集を開始しないことを決定。

(j) 国際貿易で使用される食品中の放射性核種のガイドライン値改訂原案

当該ガイドライン値の名称を、「国際貿易で使用される、原子力や放射能に係る緊急事態によって汚染された食品中の放射性核種のガイドライン値」に改め、各核種のガイドライン値原案をステップ 5/8 で最終採択するよう総会に送付することを決定。

**議題 15. JECFA による評価への食品添加物、汚染物質及び自然毒の優先評価リスト**

**【汚染物質関係】**

今までのものに加えて、以下を優先評価リストに加えることを決定。

- ① DON にアセチル基が結合した物質の毒性
- ② 堅果類のアフラトキシンの暴露評価 (議題 13(a)~(c)③参照)
- ③ 乾燥イチジクのアフラトキシンの暴露評価

**議題 16. その他の事項及び今後の作業**

(a) 乾燥イチジク中のアフラトキシンの最大基準値策定に関する討議資料

乾燥イチジク中のアフラトキシンの含有量データ、貿易問題に関する事項、乾燥イチジク中のアフラトキシンを低減するための実施規範の骨子等を盛り込んだ討議資料を次回までに作業部会が作成することを決定。また、乾燥イチジク中アフラトキシンを JECFA による評価の優先リストに載せ、さらなるデータの提出を求めることを決定。

## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 16 回食品残留動物用医薬品部会

日時 : 2006 年 5 月 8 日 (月) ~ 5 月 12 日 (金)

場所 : カンクン (メキシコ)

## 議題

1.	議題の採択
2.	報告者の選任
3.	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
4.	FAO/WHO からの関心事項
(a)	第 66 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの報告
5.	動物用医薬品の登録に係わる技術的要求事項の国際調和を含む OIE の活動報告
6.	動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) の検討
(a)	動物用医薬品の MRL 案 (ステップ 7)
(b)	動物用医薬品の MRL 案 (ステップ 6)
(c)	動物用医薬品の MRL 原案 (ステップ 4)
(d)	動物用医薬品の MRL 原案 (ステップ 6 及びステップ 3)
7.	食品中の残留動物用医薬品の管理に関する規制プログラム確立のためのガイドライン改正原案
8.	食品中の残留動物用医薬品の管理に関する規制プログラム確立のためのガイドライン改訂原案 Part 1、2、3
9.	食品残留動物用医薬品部会におけるリスク評価方針を含むリスク管理手法
10.	食品中の残留動物用医薬品の分析法
11.	動物用医薬品の評価及び再評価の優先順位リストの検討
(a)	CL2005/43-RVDF に対するコメント
(b)	MRL (最大残留基準値) 及び ADI (一日許容摂取量) が設定されていない動物用医薬品の残留に関する作業部会の報告
12.	その他の事項及び今後の作業
13.	次回会合の日程及び開催地
14.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2006 年 5 月 7 日 (日) に「優先順位及び分析・サンプリング法に関する作業部会」が開催された。

## 第 16 回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 概要

## 1. 開催日及び開催場所

日 時：平成 18 年 5 月 8 日（月）～5 月 12 日（金）

場 所：カンクン（メキシコ）

## 2. 参加国及び国際機関

39 加盟国、EC、5 国際機関（参加者総数 164 名）

## 3. 我が国からの参加者

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課	課長	杉浦	勝明
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課	課長補佐	遠藤	裕子
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課	食品規格専門官	近藤	卓也
食品安全委員会事務局評価課	係長	平野	英之

テクニカルアドバイザー

日本食品衛生協会

内田 幸治、西沢 耕治

## 4. 議論の概要

主要議題は以下のとおり。

## 議題 6 動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) の検討

## ○ピルリマイシン (Pirlimycin)

乳について、JECFA の MRL が発酵製品を製造する時のスターターカルチャーへの影響を基に設定されたことについて、米国より MRL は安全性に基づいて設定されるべきとの異論が出され、日本を含め複数国がこのコメントを支持した。一方、EC は現行提案されている  $100 \mu\text{g}/\text{kg}$  を維持するよう主張し、またフランスより Codex の定義では MRL には技術的問題も考慮されると発言があった。これについて JECFA 事務局から MRL の設定は安全性に依拠すべきか、技術的問題も考慮すべきかを本部会より JECFA に提案するようコメントされた。結論として、EC よりスターターカルチャーへの影響の観点からより低い MRL を採用することができる旨の脚注をつける妥協案が提案され、これを付記することでステップ 8 にすることで同意された。なお、本部会は製造上の問題を MRL 設定に当たって考慮すべきかについては今後の検討課題とした。

## ○ラクトパミン (Ractopamine)

原案に対してステップ 5 に進めることで合意された。

## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 27 回分析・サンプリング法部会

日時 : 2006 年 5 月 15 日 (月) ~ 5 月 19 日 (金)  
 場所 : ブダペスト (ハンガリー)

## 議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	承認できる分析法の評価規準
a)	承認できる分析法の評価ガイドライン案 (ステップ 7)
b)	分析 (試験) 結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン原案 (ステップ 4)
4.	手続マニュアル中のコーデックス分析用語の見直し
5. a)	コーデックス規格の分析法条項の承認
b)	微量元素分析法の分析法評価規準への変換
6.	バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する試験法の規準
7.	ダイオキシン類及び PCB 類の定量のための分析法
8.	IUPAC/ISO/AOAC の外部精度管理に関するプロトコルの改訂
9.	サンプリングの不確かさ
10.	分析法に関する国際機関間会合の報告
11.	その他の事項及び今後の作業
12.	次回会合の日程及び開催地
13.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2006 年 5 月 13 日 (土) に「分析法の承認に関する作業部会」が開催された。

## 第 27 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) の結果概要

## 1. 開催日及び場所

平成 18 年 (2006 年) 5 月 15 日 (月) ~5 月 19 日 (金)  
ハンガリー (ブダペスト)

## 2. 参加国及び国際機関

46 加盟国、EC 及び 13 国際機関から 132 名が参加した。

## 3. 我が国からの出席者

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 課長補佐	宮廻 昌弘
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 係長	山本 秀行
国立医薬品食品衛生研究所食品部 室長	松田 りえ子
国立医薬品食品衛生研究所食品部 主任研究員	渡邊 敬浩
独立行政法人食品総合研究所食品分析研究領域長 (テクニカルアドバイザー)	安井 明美
社団法人日本食品衛生協会	杉本 敏明
社団法人日本食品衛生協会	井上 誠

※以下は、主要な議題のみを抜粋

1. 分析法の評価・選択

- 分析法が適切であるか評価するためのガイドライン案 (「規準」に合致した分析法の判定) [議題 3a]

案文を作成したニュージーランドより、文書についてのプレゼンテーションがなされた後、今後の進め方についての議論がなされた。内容が複雑すぎるので簡潔で理解しやすい内容にすべき、分かりやすい事例を追加すべき、新しい考え方なので科学的検証が必要であり雑誌に投稿すべきなどの発言があった。

結果として、ステップ 6 に戻し、作業部会 (わが国も参加) の支援を得て、ニュージーランドが修正案を次回会合までに作成することとなった。

- 微量元素分析法の「規準」化 [議題 5b]

この文書において提案された規準をどう取り扱うかの議論がなされた。その結果、スウェーデンが規準を見直した文書を作成し、その規準について次回会合で検討するとともに、これまでのやり方 (個別分析法の承認) を継続するか、規準を使ったやり方に切り替えるか、両方平行して行うか検討することとなった。

- 分析値の違いに起因する貿易紛争の解決法のガイドライン原案 [議題 3b]

多くの部分についてコメントがあり、長時間の議論が行われた。日本からのコメントは多くが反映された。案文作成国のフランスはステップ 5/8 に進めるよう提案したが、多くの国が受け入れずステップ 5 に進められることとなった

## FAO/WHO 合同食品規格計画

## 第 29 回 コーデックス総会

日時 : 2006年7月3日(月)～7月7日(金)

場所 : ジュネーブ(スイス)

## 仮 議 題

第 1 章 はじめに	
1.	議題の採択、議事運営
2.	第 57 回、58 回執行委員会の報告
第 2 章 手続き等に関する案件	
3.	手続きマニュアルの改正
第 3 章 コーデックス規格と関連文書	
4.	ステップ 8 の規格案と関連文書(ステップ 6,7 を省略するための勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ 5 で提出されたものを含む)
5.	ステップ 5 の規格原案と関連文書
6.	既存のコーデックス規格と関連文書の廃止
7.	新規の規格及び関連文書策定及び作業中止の提案
第 4 章 計画及び予算に関する事項	
8.	財政及び予算に関する事項
9.	コーデックス委員会の戦略的計画
第 5 章 方針及び一般問題	
10.	コーデックス委員会及び食品規格に関するその他の FAO 及び WHO の作業に対する FAO/WHO 合同評価の実施
a)	全般的な実施状況
b)	コーデックス部会の構成及び部会と特別部会の権限の検証
11.	総会、部会及び特別部会の報告から提起された事項
12.	コーデックス委員会とその他の国際組織との関係
13.	コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO プロジェクト及び信託基金
14.	FAO 及び WHO から提起されたその他の事項

## 第 29 回コーデックス総会主要検討課題

日時：2006 年 7 月 3 日（月）～7 日（金）

場所：ジュネーブ（スイス）

## 主要議題の内容

## 仮議題 4. ステップ 8、5/8 及び 5（迅速化手続き）の規格案及び関連文書

&lt;食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）&gt;

事項	概要
食品添加物のコーデックス一般規格（GSFA）の前文改訂案	GSFA に掲載されている添加物規定と、個別の食品規格に掲載されている添加物を整合化し、コーデックスにおける添加物規格の統一を目標とした GSFA 前文の改訂案。
GSFA の食品添加物条項案及び原案	GSFA に追加するための食品添加物条項案及び原案。
GSFA の付表 3 の修正	付表 3（GMP の範囲でいかなる食品にも使用可能な添加物の表）の適用から除外される食品分類の表を修正するもの。
GSFA の食品分類中 13.6 “Food supplements” に関する記述の修正	GSFA 食品分類中の 13.6 “Food supplements” に関して、分類内容の説明を『ビタミン及びミネラル補助食品のガイドライン』の定義に合わせて修正するもの。
食品添加物の国際番号システム（INS）の修正原案	添加物の特定のために用いられる国際的な番号システムへの追加及び改訂に関する修正原案。
食品添加物の同一性及び純度に関する規格	第 65 回 JECFA において設定された 7 の添加物及び 131 の香料の同一性及び純度の規格について採択に付されるもの。
一覧表 I を含む食品中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（GSCTF）	昨年 の 第 28 回 総 会 に 一 覧 表 1（Schedule1）を含めた GSCTF を送付していなかったことから個別のコーデックス最大基準値及びガイドライン値を廃止できなかったため、今回の総会において採択を求めるもの。
魚中の鉛の最大基準値案	魚中の鉛の最大基準値案として 0.3 mg/kg を総会に勧告するもの。
精米及び海産二枚貝中のカドミウムの最大基準値案	精米中のカドミウムの最大基準値案として 0.4 mg/kg を、海産二枚貝中のカドミウムの最大基準値案として 2 mg/kg を総会に諮るもの。

<食品残留動物用医薬品部会（CCR VDF）>

事項	概要
動物用医薬品の最大残留基準値案及び原案	JECFAでの評価に基づき第16回食品残留動物用医薬品部会（本年5月）で審議された pirlimycin 等、動物用医薬品4剤のMRL案について採択に付されるもの。
最大残留基準値の遵守を判断するのに適切であると認められる分析法の一覧	食品中の残留動物用医薬品の分析法一覧について、総会の承認を諮るもの。

<食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）>

事項	概要
リスクに基づく輸入食品の検査のための原則及びガイドライン原案	リスクを基にした輸入食品の安全管理に係る検査を遂行するための指針を定めたものであり、食品輸入管理制度ガイドライン（CAC/GL47-2003）の付属書として総会に諮るもの。
食品輸出入検査・認証制度においてツールとして使用するトレーサビリティ/プロダクトトレーシングの適用のための原則原案	政府機関が食品検査・認証制度においてトレーサビリティ/プロダクトトレーシングをひとつのツールとして活用する際に考慮すべき原則を定めたもの。

<栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）>

事項	概要
乳児及び年少幼児用の穀物を主原料とする加工食品の規格改訂案	乳児及び年少幼児用の穀物を主原料とする加工食品の規格について、必須成分、添加物、表示等の規定を見直すもの。

<穀物・豆類部会（CCCPL）>

事項	概要
即席めん規格案	油揚げめん及び非油揚げめんについて規定した即席めんの規格案。

<乳・乳製品部会（CCMMP）>

事項	概要
チーズのコーデックス一般規格の修正案	チーズの一般規格に規定されている製品の定義において乳タンパク質の凝固を担保するためのタンパク質含有量の考え方を明示した修正案。
無糖脱脂れん乳と植物性脂肪の混合品規格案	乳成分を非乳成分で代替した、無糖脱脂れん乳と植物性脂肪の混合品規格案。
脱脂粉乳と植物性脂肪粉末の混合品規格案	乳成分を非乳成分で代替した、脱脂粉乳と植物性脂肪粉末の混合品規格案。
加糖脱脂れん乳と植物性脂肪の混合品規格案	乳成分を非乳成分で代替した、加糖脱脂れん乳と植物性脂肪の混合品規格案。

缶詰飲料及びその他の缶詰食品中のスズの最大基準値原案	スズの基準値案を缶詰飲料 150 mg/kg、その他の缶詰食品 250 mg/kg とするもの。
----------------------------	--

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要
分析（試験）結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン原案	輸出国と輸入国で分析結果が異なる場合に生じる紛争を解決するためのガイドライン原案。

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要
農薬の最大残留値原案	JMPR での評価に基づき第 38 回残留農薬部会（本年 4 月）で審議された 2 農薬の MRL 原案についてステップ 5 での承認を求めるもの。

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要
動物用医薬品の最大残留基準値原案	JECFA での評価に基づき第 16 回食品残留動物用医薬品部会（本年 5 月）で審議した 2 動物用医薬品の MRL 原案についてステップ 5 での承認を求めるもの。
食品中の残留動物用医薬品の管理に関する規制プログラム確立のためのガイドライン改正原案	食品供給目的に飼育される動物に関して、残留動物用医薬品管理プログラムを確立・導入するためのガイドライン原案。

<栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要
乳児用調製粉乳及び特殊医療を目的とした乳児用調製粉乳の規格改訂案 セクション B：特殊医療を目的とした乳児用調製粉乳	健常乳児を対象とした乳児用調整粉乳規格（セクション A）に対し、特殊医療を目的とした乳児用調整粉乳についての規格原案。

<乳・乳製品部会 (CCMMP) >

事項	概要
乳・乳製品モデル輸出証明書原案	乳・乳製品の輸出入における衛生証明書の様式の原案。

仮議題 7. 規格及び関連文書に関する新規作業及び作業中止の提案

—新規作業—

<食品添加物・汚染物質部会 (CCFAC) >

事項	概要
香料の使用に関するガイドライン	香料使用のためのガイドラインの策定。

<食品残留動物用医薬品部会（CCRVD）>

事項	概要
動物用医薬品の評価及び再評価の優先順位リストの検討	JECFA に評価を優先的に依頼する動物用医薬品のリストの提案。

<乳・乳製品部会（CCMMP）>

事項	概要
クリーム及び調整クリーム規格の食品添加物リストの修正	クリーム及び調整クリーム規格に使用される食品添加物リストの修正。

<バイオテクノロジー応用食品特別部会（TFFBT）>

事項	概要
遺伝子組換え動物由来食品の安全性評価実施のためのガイドライン原案	組換え DNA 動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドラインの策定を新規作業として提案するもの。
組換え DNA 植物由来食品安全性評価の実施のためのガイドライン付表原案：栄養又は健康に資する組換え DNA 植物由来食品の安全性評価	既存の「組換え DNA 植物由来食品安全性評価の実施のためのガイドライン」の付属文書として、栄養又はヒトの健康に資する組換え DNA 植物由来食品の安全性評価実施に関する文書を策定する提案。

—作業の中止—

<食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）>

事項	概要
GSFA の食品添加物条項原案及び案に関する作業の中止	27 の食品添加物に関する条項案作成の作業を中止することについて、総会の承認を求めるもの。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要
コーデックス最大残留値（MRL）策定手続きの修正原案（暫定 MRLs の策定関係）	最大残留基準値（MRL）設定に関する新しい手続きについて検討されていたもの。本件については、第 38 回残留農薬部会（本年 4 月）において、既存の手続き（ステップ 5/8）を活用することで合意され、その旨、「残留農薬部会に適用されるリスク分析の原則案」の中に記述することとされた。